公示神総企第２号

企画競争実施の公示

令和７年５月２６日

神戸運輸監理部総務企画部長 田川　裕二

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1)業務名称

神戸運輸監理部管内の旅客船事業における人手不足の課題と対策に関する調査

(2)業務内容等

　①業務の目的

 我が国は人口減少局面に入り、様々な産業で人手不足が深刻化し、国民生活に影響を及

ぼし始めている。公共交通事業に目を向けると、長期的な人口減に加え、ライフスタイルの

変化等による利用者減等により輸送需要が減少し、公共交通事業者の経営環境は一層厳し

さを増している。

とりわけ、中小零細事業者が多い旅客船事業では、決済、運航管理、保守管理及び労務

管理等のDX化への取組が遅れ、路線バスや鉄軌道、タクシー事業者と同様に人手不足が

一層深刻化する恐れがある。今後、地域住民の足を確保し、安定的な公共交通を維持して

いくためには、人手の需要と供給の現状を踏まえた効果的な対策に取り組んでいく必要があ

る。

このため、令和６年度は、管内旅客船事業における人手不足の現状や船員教育機関にお

ける学生の就職動向等を把握することを目的として「神戸運輸監理部管内の旅客船事業に

おける人手不足の現状と課題に関する調査」を実施した。

令和６年度調査の結果、船員確保に向けた就職促進及び離職防止の取組が重要であること、離島航路事業の船員雇用事情が他の旅客船事業と異なること、および離島航路事業者は今後、ひときわ深刻な人手不足に陥る可能性が高いことが明らかになった。

今年度調査では、明らかになった点を掘り下げ、神戸運輸監理部管内の旅客船事業にお

ける人手不足の課題を抽出、対策を検討することで地域住民の足を確保し、持続可能な旅

客船事業に繋げることを目的とする。

　②業務内容

　　　当事業は、令和６年度調査の発展的調査であることから、提案にあたっては、当運輸監理

部ホームページで公表している令和６年度調査報告書を踏まえ、以下の調査内容、調査方

法により課題と対策の検討・提案を行い、報告書にまとめる。

＜当運輸監理部ホームページURL＞

<https://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/content/000347093.pdf>

(1)調査内容

・全国の船員教育機関の在校生等に対するアンケート調査

・管外離島航路事業者に対するヒアリング調査

・行政機関（県、市等）に対するヒアリング調査

・他の輸送モード等の人手不足対策の事例調査

(2)調査方法

　　　アンケート調査、ヒアリング調査及び文献調査等の手法を用いる。原則として検討委員会

を設置せず、適宜、神戸運輸監理部と打ち合わせをしながら進める。

(3)履行期限

令和８年３月２０日（金）

2. 企画競争参加資格要件

(1)予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2)令和 7・8・9 年度、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、近畿地域の競争参加資格 を有するものであること（但し、地方自治体を除く）。

(3)神戸運輸監理部長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1)担当部課

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎6 階

神戸運輸監理部総務企画部企画課 藤井　薮内　藤澤

TEL 078-321-3144　　MAIL kbm-kikaku-kankou@gxb.mlit.go.jp

(2)事業説明書の交付期間及び方法

期間：　令和７年５月２７日(火)から令和７年６月９日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除

 く、毎日8時30分～17時00分まで（ただし、６月９日に限り12時00分まで）

　　　　方法：　上記(1)に連絡の上、電子データで交付する。

　　　　　なお、企画提案書の提出にあたり、事業説明書の交付請求を必須とする。

(3)企画提案書の提出期限及び方法

期限：　令和７年６月９日（月） １７時００分

方法：　電子データにて、事業説明書に基づき提出のこと。（書式は、A4縦、横書きとする。）

提出先は上記(1) に同じ。メール送信後に送信した旨を（１）担当者に電話すること。

(4)説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5)企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1)手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

(2)関連情報を入手するための照会窓口：上記 3.(1）に同じ

(3)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4)企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5)企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8)企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

①特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

②企画競争参加者毎の評価項目毎の評価得点及び合計点

(9)事業の詳細は事業説明書による。